

問い合わせ先	健康福祉局地域福祉課
	☎504-2138

## 災害援護資金貸付のご案内

### 1. 災害援護資金貸付の内容

平成30年7月5日からの大雨による災害により、世帯主が重傷を負った世帯又は住居・家財に著しい損害を受けた世帯のうち、一定の所得に満たない世帯の世帯主に対し、生活の立て直しのための資金の貸付けを行います。

### 2. 対象となる世帯

次のア～ウ全てに該当する方

- ア 被災時に広島市に住所を有していた方
- イ 災害により、次の被害の種類及び程度のいずれかに該当する世帯
- ウ 世帯の平成29年分の市町村民税における総所得金額が、「3. 所得制限の額」未満の世帯

被害の種類・程度及び貸付限度額	①家財及び住居に損害のない場合	②家財の1/3以上が損害を受けた場合	③住居が半壊の場合	④住居が全壊の場合	⑤住居の全体が滅失・流失の場合
A. 世帯主が負傷し、療養期間がおおむね1か月以上の場合	150万円	250万円	270万円 (350万円)※	350万円	350万円
B. 世帯主におおむね1か月以上の負傷がない場合	—	150万円	170万円 (250万円)※	250万円 (350万円)※	350万円

※ 被災した住居を建て直すにあたり、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の事情があるときは、( )内の金額が限度額となります。

### 3. 所得制限の額（平成29年分の市町村民税における総所得金額）

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人以上	住居が滅失した場合は、世帯人数にかかわらず、1,270万円
総所得額	220万円	430万円	620万円	730万円	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	

### 4. 保証人

原則として、広島市に居住し、連帯責任を負うだけの収入（年額60万円以上の所得）又は資産（公簿価額30万円以上の土地若しくは建物）を有する連帯保証人の方1名が必要です。

## 5. 償還期間・償還方法

償還期間は10年で、うち3年（特別な場合は5年）が据置期間です。  
償還方法は元利均等方式の半年賦（ただし繰上償還が可能）です。

## 6. 貸付利子

据置期間中は無利子、据置期間後は年3%です。ただし、借主からの申請に基づき利子補給を行う制度（詳細は別紙のとおり）があります。

## 7. 申込期間

平成30年8月1日（水）から平成30年10月31日（水）まで

## 8. 申込みに必要な書類

- ① 災害援護資金借入申込書
- ② 住民票
- ③ 課税台帳記載事項証明書（区役所市税事務所、税務室にて発行）
- ④ 世帯主の負傷を理由とする借入申込者については、医師の療養費の概算額を記載した書類及び医師の療養見込期間を記載した診断書
- ⑤ その他必要と認められる書類

### <受付、お問い合わせ先>

中区役所厚生部生活課	☎ (082) 504-2568
東区役所厚生部生活課	☎ (082) 568-7816
南区役所厚生部生活課	☎ (082) 250-4103
西区役所厚生部生活課	☎ (082) 294-6109
安佐南区役所厚生部生活課	☎ (082) 831-4939
安佐北区役所厚生部生活課	☎ (082) 819-0575
安芸区役所厚生部生活課	☎ (082) 821-2804
佐伯区役所厚生部生活課	☎ (082) 943-9725

※ り災した区以外の区役所でも受付けます。

## 災害援護資金の貸付けに係る償還金の利子補給について

広島市では、平成30年7月5日からの大雨による災害により、災害援護資金の貸付けを受ける方の負担軽減を図るため、災害援護資金の貸付利子に対し、利子補給を行います。

### 1 対象者

平成30年7月5日からの大雨による災害の被災者で、災害援護資金を借り受けた方

### 2 対象範囲

災害援護資金の償還金に係る利子の全額

ただし、利子額には、支払期日に償還金を支払わなかった場合等に発生する違約金は含まないものとします。

### 3 利子補給

利子補給は、災害援護資金を借り受けた方が災害援護資金の元金を償還する時に、それに係る利子について利子補給金と相殺することにより行い、実質的に無利子とします。

### ※ 制度のイメージ図

